

社会インフォマティクス学環教員選考規則
和歌山大学社会インフォマティクス学環教員選考規則

制 定 令和 6年 9月18日
法人和歌山大学規程 第2776号

第1条 この規則は、和歌山大学社会インフォマティクス学環（以下「学環」という。）における、学環に専任配置される教員（以下「学環専任教員」という。）の採用案及び昇任候補者の選考、並びに連係協力学部の教員（以下「学環連係教員」という。）の選任に関し、必要な事項を定める。

第2条 学環専任教員の採用案については、学環長が採用計画書を作成し、国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会（以下「教員組織運営委員会」という。）に提出し、教員組織運営委員会が定める手続きに則り選考を行う。

第3条 学環専任教員の昇任候補者については、学環企画・運営委員会で昇任案を作成し、構成員の3分の2以上出席の教授会において、過半数をもって可決する。

2 学環長は、前項で決定した昇任案を教員組織運営委員会に提出する。

第4条 学環連係教員の選任については、選任する者の内諾を得て、学環長が当該者が専任配置されている連係協力学部の長と協議を行いその承認を得た上で、選任案を作成し、学環企画・運営委員会及び教授会において決定する。

2 学環長は、前項で決定した選任案を教員組織運営委員会に提出する。

第5条 この規則に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年9月18日から施行する。